

令和5年度 第7回

開催年月日 令和5年8月14日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改正審議
公益代表	2名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	3名		

次回本審開催予定日 令和5年8月14日

[開会] 午前10時00分

部会長 ただ今から、第7回高知県最低賃金専門部会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日の出席者についてですが公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の計8名のご出席いただいております。定足数を満たし、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。

部会長 前回の第6回専門部会におきまして、本日公益委員見解を述べさせていただくということをお話しさせていただいております。
事務局において、公益委員見解につき、各側委員に配付の上、読み上げてください。

事務局「公益見解」の配付
「公益委員見解」の読み上げ

部会長 ただ今、事務局から公益委員見解を読み上げていただきました。
この意見につきまして、双方検討をいただく時間が必要ではないかと考えますので、一旦会議を中断いたしまして、10分程度お時間を取って、それぞれ別室でご検討いただきたいと思います。
10時30分ごろ再開の予定とさせていただきます。
それでは、別室に移動をお願いします。

事務局 労使各側の委員を別室に案内

- 部会長 それでは、再開します。
 各側とも意見がまとまったものと思いますので、それぞれご意見をいただきたいと思います。
 まず、労働者代表委員からお願いします。
- 市川委員 労働側は、この間の審議でいわゆる3要素を中心に議論した結果が公益見解だと思しますので、公益見解を前向きに受け止めたいと思います。賛成するということです。
- 部会長 ありがとうございます。
 続いて、使用者代表委員からお願いします。
- 沖田委員 少し長くなりますが、使用者側も最賃法の1条の労働者の生活の安定や労働者の質的向上に資するという目的があるということには全く異論がなく、また、事業主も社員の労働の対価の期待に応えたいという思いは十分にあります。
 しかしながら、思いはあっても個別企業の収益、支払能力によっては、すべての企業が応えることができないというのも事実であります。
 今回の審議において、労働者委員の労働者の立場に立った主張は十分理解できますが、使用者側も厳しい経営環境にある事業主に寄り添った主張を行ってきました。
 そうした労使の主張に大きな隔たりがある中で、今回の公益委員からの提示は熟考を重ねた結果である、苦慮した結果というのは十分伝わりますし、その結果については尊重いたしますが、重ねて申し上げますと、中央最低賃金審議会及び高知地方審議会の公益見解では、物価上昇について、大きく意識された内容となっています。本来、政府が目指している政策的な内需拡大による安定的な物価上昇目標の2%を最賃に反映させるということであれば、十分に応えないと思います。しかし、本年度の物価高騰は政策的なものではなく外的要因のため続いているものであり、その物価上昇に対するコストについて企業も大きな負担になっているという状況や、公益見解における提示額は労働者にとって、19,800人に影響し賃上げにつながるプラス要因ではありますが、一方で、19,800人を雇用している使用者側の負担は大きく、使用者の思いを代表する立場として、今回の大幅な賃上げ額のすべてに納得できると言えるものではないということは申し添えておきます。
 中央最低賃金審議会の公益委員の見解では、目安審議において、企業の支

出能力は業況の厳しい産業や企業の水準を考えるのではなく、一般の企業における支払い能力の各種指標を基に議論を行ってきたとのことですが、地方審議会としては、地域の本当に困っている企業、最低賃金の大幅な改定により苦境に陥る可能性のある企業への配慮がもっと大事ではないかと考えております。

公益委員の提示額が採択されるのであれば、付帯させる要望事項の実行をしっかりと行うよう、国や労働局に強く求めます。また、最低賃金の改定を理由に倒産や廃業が増えて労働者が失業することのないよう、労使ともに守るためにも国や県は連携して相談・支援体制の充実を合わせてお願いしたいと思っております。

最後に、最低賃金のあるべき姿や政府方針に抗えない審議会のあり方について、これで良いのかということ、労使でもう一度真摯に議論していただきたいということをお願いいたします。

部会長

それでは、公益案の採決に入ります。

私自身は部会長として議長職にありますので、採決に入らないこととし、各委員において個々に挙手をいただく方法で採決をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議なし

部会長

賛成の方、挙手をお願いします。

公益委員1名、労働者側委員3名、使用者側委員0名です。

続いて、反対の方、挙手をお願いします。

使用者側委員3名、公益委員、労働者側委員それぞれ無しということになります。

採決の結果、賛成多数ではございますが、全会一致とはなりませんでした。

7月3日に開催された第2回本審におきまして、当専門部会の議決について、全会一致の場合のみ、審議会令第6条5項を適用し、審議会の議決とすることが決められております。

従いまして、ただ今の採決の結果を本日8月14日午前11時00分から第4回本審に報告したいと思います。

それでは、事務局において、本審への報告書案の準備をしてください。

事務局 報告書(案)を準備、配付

部会長 それでは、事務局から読み上げてください。

賃金室長 「報告書案」読み上げ

部会長 ただ今の本審への報告書案について、ご意見がありましたら、お願いします。

意見なし

部会長 それでは、これを本審への報告書とさせていただきます。
以上で専門部会の改正審議を終わります。
最後になりますが、これまで7回にわたり、真摯にご議論いただきましたことを公益を代表しまして厚くお礼を申し上げます。
特に暑いさなか、しかも今年は天候も不純な中、7回にわたって熱心に議論を重ねていただきました。
全会一致には至りませんでしたけれども、皆様には円滑かつ慎重な審議をいただき、大変貴重な視点の示唆をしていただきました。
どちらのご意見も本当にごもつともなところで、公益としてどういう意見を持つのかというところが特に今年は本当に難しかったと実感しております。
皆様のご協力に感謝を申し上げて、お礼の言葉とさせていただきます。
これで、専門部会を閉会いたします。

[閉会] 午前10時51分